

秋葉区「九条の会」申し合わせ

2005. 12. 10

秋葉区「九条の会」

1. 秋葉区「九条の会」(以下「会」)は、2004年6月10日に井上ひさしさんたち9人の方々が発表した「九条の会」アピールに賛同し、憲法九条を守り抜く一点で力を合わせます。
2. 「会」は、憲法九条を守り、憲法九条の大切さを広め、大きな世論をつくり出すために、次の3つをとりくみます。
 - ①. 「九条の会」のアピールに賛同する会や賛同者を地域・職場に広げます。
 - ②. 相互に情報や経験を交流しあうネットワークを広げ、交流集会の開催をめざします。
 - ③. 大小の学習会を開き、憲法九条の意義を学び、改憲キャンペーンをはね返します。
3. 「会」は、上記の趣旨に賛同する個人で構成します。「会」の財政は、入会金(200円)および「会」が行う事業や寄付金でまかないます。
4. 「会」は自立した団体であって、他の「九条の会」やその他の憲法関連団体との上下関係はありません。ただし、憲法を守るという点では積極的に協力し合います。
5. 呼びかけ人の中から、「会」を代表する代表委員(複数)を選びます。
6. 「会」は日常活動を支えるために事務局スタッフを置きます。事務局は、新津教育会館に置きます。

秋葉区「九条の会」

入会申し込み用紙

秋葉区「九条の会」の趣旨に賛同し、入会金200円をそえて、入会します。

年 月 日

氏 名

住 所

電話番号
